第 2 章
基本計画

Ⅲ 基本計画の概要

1 基本計画の位置づけ

基本計画は、「伊達市に住み、働き、学ぶ」わたしたちで目指す「まちのあるべき姿（基本構想）」の実現に向け、５つの政策と特別対策の下に位置づける個別の行政分野ごとに、まちづくりの目標やその実現に向けた施策及び基本的取組み（基本事業）等を掲げ、今後、具体的な事業を推進していくための指針となるものです。

2 基本計画の計画期間

目まぐるしく変化を続ける社会経済情勢や、まちづくりに対する市民ニーズの変化、国・県の動向等、さまざまな変化に柔軟に対応するため、基本計画（後期）の計画期間は平成31（2019）年度から令和４（2022）年度までの４年間とします。

3 基本計画の構成

（１）計画策定にあたっての前提

今後の本市のまちづくりのあり方を明らかにするための前提として、基本構想の目標年次である令和４（2022）年度における人口推計及び土地利用の基本方針（土地利用構想）を示しています。

（２）まちづくりの施策（施策の体系）

「ともに紡ぐ協働のまちづくり」から「自然と調和し快適で住みよいまちづくり」、さらに特別対策としての「放射能を克服するまち」まで、５つの政策と特別対策についてその実現に向け骨格となるまちづくりの方針（施策）を体系化して示します。

（３）分野別計画

基本構想に示した５つの政策と特別対策ごとに、その下に位置付けたまちづくりの施策の具現化に向けた基本的取組み（基本事業）や、計画策定後、基本的取組みの推進による成果を定期的に測定し、計画の進行管理と目標の達成状況に応じ必要な改善・改革を継続的に実践するための成果指標[1]等を示しています。

※1 行政活動に関する評価指標の一つ。行政活動の成果（政策の成果）を測る指標。主に市民の観点からとらえた具体的な効果や効用が基準となる。

Ⅳ 計画策定にあたっての前提

1 推計人口

近い将来、日本全体の人口が本格的な減少局面に移行すると予測されている中、本市においても今後さらに人口減少と少子高齢化が進展する可能性は否めません。

総合戦略では、平成22（2010）年10月１日現在の国勢調査人口に基づき、出生率及び純移動率が現状のまま推移した場合、令和２（2020）年の人口が59,234人になると推定しています。総合戦略の推計を踏まえて算出した結果、基本構想の目標年次である令和４（2022）年における人口は、平成26（2014）年の62,185人と比べ7.1%（4,398人）減少の57,787人になると予測されます。

年齢階層別人口を平成26（2014）年（実績値）と比較すると、令和４（2022）年の人口に占める年少人口（０～14歳）の割合は、11.3%から9.9%、生産年齢人口（15～64歳）の割合は57.1%から54%にそれぞれ減少し、老年人口（65歳以上）の割合は31.4%から36.1%に増加すると予測されており、このままの状況で推移した場合、少子高齢化に拍車がかかることが懸念されます。

基本計画では、将来都市像に掲げた「**健幸と個性が創る　活力と希望あふれる故郷（ふるさと）伊達市**」の実現に向けたまちづくりを着実に推進することで、将来的な人口構造の変化によるマイナスの影響を最小限にとどめることを目指していきます。

図表 16　将来人口の推計結果より作成

出典

平成 26（2014）年～平成 30（2018）年：国勢調査に基づく現住人口

令和元（2019）年～令和４（2020）年：総合戦略の推計値に基づく記載

2 土地利用構想

土地は、人々のさまざまな活動を支える共通の基盤であるとともに、水と緑の豊かな自然環境や優れた歴史文化に恵まれた「伊達市らしさ」を大切に守り・育むとともに、活力を創出する貴重な資源です。

基本計画では、各地域の可能性を最大限に引き出しながら、個性と魅力にあふれたまちづくりを一体的に推進するとともに、震災からの復興・再生、そして発展をけん引する効果的な土地利用の促進を図ります。

このため、本市では、平成28（2016）年３月に「伊達市都市計画マスタープラン」を策定し、今後の土地利用の基本方針を次のとおり掲げました。

≪基本方針≫
豊かで美しい自然と共生し、地域の特性に応じた
コンパクトな都市づくりと計画的な土地利用を進めます

- 伊達、梁川、保原、霊山、月舘の５つの地域がこれまで培ってきた産業や生活文化などの既存ストックを有効に活かしながら、良好な自然環境や地域農業と共生し、住宅地、商業業務地、工業地等の都市的機能がバランス良く配置された計画的な土地利用の形成を図ります。
- 東北中央自動車道（相馬福島道路）ＩＣ整備の整備効果を最大限に活かし、都市機能の計画的な誘導、土地利用の適正な誘導を図り、多様な拠点、まちや郷(さと)が有機的に結ばれる「多核ネットワーク型都市構造」の構築を図ります。また、ＩＣ周辺については、整備効果を最大限に活かし、健康医療機能をはじめ、産業、居住、観光レクリーション、交流文化など多様な都市機能の誘導を図り、活力ある地域づくりを図ります。
- 安全で健康な市民生活を支える良好な都市環境の形成を図ります。

図表 17　将来都市構造
出典：伊達市都市計画マスタープラン

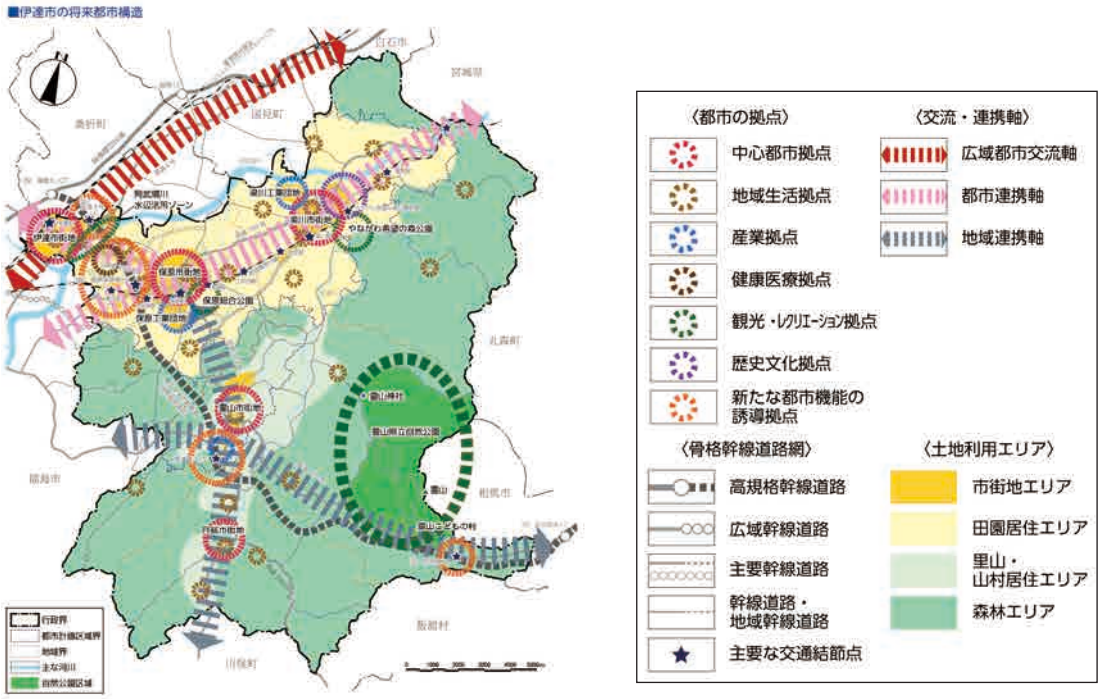

V まちづくりの施策（施策の体系）

まちづくりの政策の実現に向け、骨格となるまちづくりの施策を以下のとおり掲げます。

1 将来都市像の実現に向けた施策大綱

政策	施策
政策1 ともに紡ぐ協働のまちづくり	1．地域の個性を活かしたまちづくりの推進 2．生活安全体制の強化 3．持続可能な行政経営の推進
政策2 豊かな心を育むまちづくり	1．子どもの健やかな育ちと子育て支援の充実 2．「生きる力」を育む学校教育の充実 3．心を育む生涯学習の推進 4．文化財の保護と芸術文化の振興
政策3 地域の魅力が輝くまちづくり	1．農林業の振興と担い手の育成 2．地域活力を生み出す商工業の振興 3．集客資源の創出と充実
政策4 こころ寄り添う健やかなまちづくり	1．ともに支え合う福祉の充実 2．生涯元気なまちづくりの推進 3．健康づくりの推進
政策5 自然と調和し快適で住みよいまちづくり	1．快適な生活環境の形成 2．市民生活を支える交通網の充実 3．快適で便利な居住空間の創出 4．安全・安心な水環境の形成

特別対策	
放射能を克服するまち	基本事業1 放射線情報の把握と情報発信による安全の確立 基本事業2 安全を安心につなげる信頼の醸成 基本事業3 交流の深化と信用の回復

2 施策の内容

政策1 ともに紡ぐ協働のまちづくり

施策1-1 地域の個性を活かしたまちづくりの推進

地域の特性を活かした個性的なまちづくりや地域固有の問題・課題への対応等、地域に根ざした自主・自立のまちづくりを積極的に推進するため、行政と市民・事業者・地域活動団体等、地域社会を構成する多様な主体との協働を支える仕組みを強化します。

施策1-2 生活安全体制の強化

災害から市民の生命と財産を守るため、迅速な初動活動や復旧活動を展開できるよう、ハード・ソフトの両面から消防・防災体制を強化します。また、犯罪や交通事故のない安全で安心なまちをつくるため、市内のあらゆる団体等との連携・協働のもと、地域ぐるみで見守り・支え合う安全対策の充実を図ります。

施策1-3 持続可能な行政経営の推進

本市の成長・発展に必要な施策・事業を推進するに足る持続可能な財政運営を堅持するため、限りある行政の経営資源をより効率的に配分します。自主財源等の確保に努めるとともに、事業の適切な進捗管理を行いながら、総合戦略を含む各分野別事業計画との横断的な連携を図りながら計画的なまちづくりを推進します。また、多くの市民が自ら進んで市政やまちづくりに参画できるよう、広報・広聴活動を強化します。

政策2 豊かな心を育むまちづくり

施策2-1 子どもの健やかな育ちと子育て支援の充実

安心して子どもを産み、地域の中で子育てする喜びを実感できるとともに、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長できるようにするため、ハード・ソフトの両面から、地域社会全体で子育て・子育ちをしっかりと見守り・支える環境づくりを推進します。

施策2-2 「生きる力」を育む学校教育の充実

子どもたちが知・徳・体をバランスよく身に付け、社会に貢献する自立した人間としてたくましく成長できるようにするため、確かな学力と豊かな心、健やかな体を兼ね備えた「生きる力」を育むため、家庭・地域との連携のもと、教育環境の充実を図ります。

施策2-3 心を育む生涯学習の推進

市民一人ひとりが生涯にわたってさまざまな学習・スポーツ活動に取り組み、心豊かに生きがいを持って充実した毎日を送ることができるようにするため、地域自治組織[1]等関係団体と連携し、ライフステージ（年代）に応じた多様な活動機会を提供します。

施策2-4 文化財の保護と芸術文化の振興

ふるさとを愛する心を育み、地域の一体感や誇りの醸成にも結び付くよう、先人たちから大切に引き継がれてきた地域固有の有形・無形の貴重な歴史・文化遺産を守り、育て、活かし、次代に継承するとともに、市民が芸術文化に親しみ、活動に取り組むことができる機会の充実を図ります。

※1 小学校を基本単位として、多くの住民の参加の下に、民主的運営と透明性が確保され、まちづくりの主体として、地域の課題を共有し、住みよいまちづくりに向けて継続的及び計画的に地域づくりを進める組織のこと。

政策3 地域の魅力が輝くまちづくり

施策3-1 農林業の振興と担い手の育成

本市の基幹産業として農林業の魅力と可能性を最大限に引き出し、担い手の一人ひとりが夢と希望を抱きながら、地域経済をけん引し続ける持続可能な農林業を構築するため、生産基盤の機能向上や安定的かつ高収益な農林業経営を展開できる人材の育成を図るとともに、ブランド化と販路拡大に努め、消費者から強く支持される産地づくりを推進します。

施策3-2 地域活力を生み出す商工業の振興

経営基盤の安定と強化のため事業者が進める多様な事業展開や新たな事業機会の創出、空き店舗活用による商業活動を支援することを通じて商店街の活性化を図ります。

東北中央自動車道（相馬福島道路）の開通に伴う広域的な交通利便性の向上や商業圏の拡大など、その効果を最大限に活用し、積極的な企業誘致の推進により雇用の場を確保するとともに、市外への経済の流出をできる限り抑制しながら、働く意欲を持つ全ての市民が個性と能力に応じて、安心して働き、豊かな生活が送れる環境づくりを推進します。

施策3-3 集客資源の創出と充実

豊かな自然や優れた伝統文化、地場産品など、長い歴史の中で培われてきた伊達ならではの多彩な集客資源の付加価値を最大限に高め、その魅力を広く積極的に情報発信するとともに、本市の新たな価値を提案するオリジナルアニメ「政宗ダテニクル」など、さまざまな取組みを通して、ブランド力の向上とインバウンド[1]を含めた観光誘客による消費の拡大を図ります。

有志の観光ボランティア団体など多様な主体による、観光客のおもてなし体制の充実を支援します。

※1　インバウンド（Inbound）とは、外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。

政策4 こころ寄り添う健やかなまちづくり

施策4-1 ともに支え合う福祉の充実

全ての人が、お互いの人権を尊重し合いながら、住み慣れた地域の中で安心して暮らすことができるよう、それぞれの実情に応じた適切な支援体制を整備し、分かりやすい情報発信を行います。

「自助・共助・公助」を適切に組み合わせながら、共生の実現に向けて支援が必要な人たちを地域社会全体で支え合います。

施策4-2 生涯元気なまちづくりの推進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、生きがいを感じながら、安心して暮らしていくために、高齢者本人の自助努力に加え、住まい・医療・介護・予防・生活支援など、多職種の連携による在宅医療と介護サービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」をさらに推進し、高齢者を地域全体で支え合う体制を整備します。

高齢者が地域社会の一員として、充実した生活を過ごせるよう、培ってきた知識、経験、技術を活かした地域貢献活動や、多様な場への社会参加を支援します。

施策4-3 健康づくりの推進

子どもから高齢者に至るまで、誰もが生涯を通じ安心して心身ともに健やかに暮らすため、市民の習慣的な健康づくりの取組みを支援します。また、市民が自らの健康状態を適切に把握することができるよう健診の受診を促進します。さらに、休日や夜間であっても適切な医療サービスを、必要な時に安心して受けられるよう体制の整備を行います。

すべての妊婦が安心して出産に臨むことができ、子どもが健やかにすくすくと成長できるように、妊娠期から子どもの健やかな成長・発達のため切れ目ない支援を推進します。

政策5 自然と調和し快適で住みよいまちづくり

施策5-1 快適な生活環境の形成

“ふるさと伊達市”への誇りと愛着を育み、地域の個性ある文化を支える豊かな自然環境を、地域ぐるみで守り、育て、活かすとともに、地域社会の責任と役割に応じた地球環境にやさしい取組みを推進します。

施策5-2 市民生活を支える交通網の充実

東北中央自動車道（相馬福島道路）の整備進捗に合わせた波及効果が最大限に発揮されるよう、市内各地域からインターチェンジへアクセスする幹線道路等の機能の向上を図ります。

日常生活上の安全性や利便性を確保するため緊急度・重要度に応じた市道・橋梁の計画的な整備と効率的な維持管理に努めます。また、市民や市外からの来訪者にとって利用しやすい公共交通体系の確立を図ります。

施策5-3 快適で便利な居住空間の創出

市民が快適で健康的に暮らすことができる良好な居住空間を形成するため、既存住宅の耐震化や良好な街並みの保全・形成を図るとともに、住環境の整備支援を推進します。また、気軽に緑に親しむことができる憩いの場を総合的に展開します。

施策5-4 安全・安心な水環境の形成

安全で良質な水道水の安定供給や適正な汚水処理の推進を通じ、快適な暮らしをしっかりと支えながら、将来的な人口構造の変化に対応した、老朽化する上水道施設の計画的かつ効率的な更新等と、公共下水道の整備を推進します。あわせて、将来にわたって安定した事業運営を継続していくための技術の承継、経営の改善に取り組みます。